

民法（債権関係）部会第84回会議  
書面による意見陳述

平成26年2月25日  
経済産業省産業組織課  
産業組織課長 三浦 聡

部会資料75A

第2 契約交渉段階（契約交渉の不当破棄）

当省は、この論点に関し、「契約締結の自由を過度に規制すべきではない」という観点から意見を申し上げてきました。

この観点から、今回の提案における「契約の成立が確実であると相手方に信じさせるに足る行為」という要件に関して、この要件の有無は契約交渉過程におけるその他の事情も総合考慮した上で認定される、という点を、念のため確認したいと思います。

具体的には、例えば一方当事者の交渉担当者がたまたま契約成立に向けた相手方の信頼を惹起するような言動をしてしまったとしても、当該当事者が「最終的な契約は未締結である」旨や契約不成立の場合の費用精算条項を明記した基本合意書を作成する等により、全体として相手方が過度の期待を抱かないように適切にやりとりをしているような事情がある場合には、そうした事情をも勘案した上で「契約の成立が確実であると相手方に信じさせるに足る行為」は存在しないと認定されることになる、と理解しておりますが、このような理解が正しい場合は、その点を条文又は立法担当者の解説等において明確化していただきたいと思っております。

以上